

大洲市復興推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 大洲市復興計画（以下「復興計画」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大洲市復興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し提案するものとする。

- (1) 復興計画の策定及び施策の見直しに関する事項
- (2) 復興計画の実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、復興計画に関し市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(費用弁償等)

第7条 委員が会議に出席したときは、当該委員に対し、費用弁償及び謝金を支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部復興支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日大洲市要綱第26号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日大洲市要綱第71号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。